二　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［10～14　略］

15　法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第八条の記入等に係る教育職員の免許状の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　教育職員免許法第十五条の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答

16　法別表第三の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

17　法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二　死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　保健師助産師看護師法第八条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（准看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十六項第三号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答
四　准看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　准看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　准看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

19　法別表第三の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

20　法別表第三の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

21　法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［10～14　同上］
［新設］

15　法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］

16　法別表第三の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
［新設］

17　法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
［新設］

18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
［新設］